

伊賀市国民保護計画（平成23年度修正）修正要旨の公表について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、伊賀市国民保護計画を変更したので、同条第8項において準用する同条第6項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表します。

【変更の目的】

伊賀市では、国の「国民の保護に関する基本指針」及び「三重県国民保護計画」内容の反映、自治会組織の再編、人口等統計数値の時点修正のため、現行の「伊賀市国民保護計画」の修正を行いました。

【変更の要旨】

- 1 国の「国民の保護に関する基本指針」及び「三重県国民保護計画」内容の反映
 - ① 国の現地対策本部長による「武力攻撃事態等合同対策協議会」の会議開催時における関係機関相互の情報交換、協力に関する記述の追記
- 2 自治会組織の再編
 - ① 平成23年3月31日をもって自治会連合会が解散したことに伴う団体名称等の表現の適正化
- 3 時点修正等
 - ① 伊賀市気象状況、人口等統計数値の時点修正